

R8 いばらき栗ブランドアップ事業 想定Q&A

2026/5/20 更新

No.	分類1	分類2	質問事項	回答
1	冷蔵設備等導入支援	補助対象経費	設備導入に伴う荷造り運送費は事業費に計上可能か。	計上可能です。
2	冷蔵設備等導入支援	補助対象設備	リース導入は対象か。	リース導入は対象外です。
3	冷蔵設備等導入支援	事業実施主体	事業実施主体は、認定農業者や複数名である必要があるか。	認定農業者である必要はなく、要件を満たしていれば1名で申請可能です。
4	冷蔵設備等導入支援	添付書類（交付申請）	導入予定の設備は1者でしか取り扱っていないため、3者以上の見積書を徴収できない場合、どうしたらよいか。	全く同一の設備の見積書を3者から徴収する必要はありません。 したがって、以下①及び②のとおり対応してください。 ①最低限必要な規模・性能等を満たす設備の見積書を3者以上から徴収 ②3者以上の見積が困難な場合は、2者や1者でも可。 上記②の場合は、必要な規模・性能、それに対応する設備が3者未満であった等の理由を記載。
5	冷蔵設備等導入支援	添付書類（交付申請）	設備の管理運営規程の様式はあるか。	管理運営規程については、特に定めていないため、任意の様式により作成してください。 なお、同規程には、管理責任者、保管場所、利用者の範囲、利用料、設備の点検・整備などを記載する必要があります。
6	冷蔵設備等導入支援	添付書類（交付申請）	補助対象者に「概ね1ha以上の農地において栗を集出荷又は栽培している」とあるが、面積に係る証拠書類は必要か。	不要です。
7	冷蔵設備等導入支援	儲かる産地支援事業	「儲かる産地支援事業」の申請を取りやめ、「栗ブランドアップ事業」を申請した場合、優先的に採択されるか。	要綱で定めている優先順位により採択するため、「儲かる産地支援事業」の申請を辞退した方が優先されることはありません。
8	冷蔵設備等導入支援	交付決定後の設備の変更	交付申請時に見積もりを徴収した設備が廃番となったため、後継のモデルを購入して良いか。	交付申請前に、設備が交付申請後に廃番となる場合や、価格変更等が分かっている場合は、交付申請時に後継品の3者以上を見積書を徴収してください。また、交付決定後に設備の廃番が分かった場合は、速やかに産地振興課に相談してください。
9	冷蔵設備等導入支援	交付決定後の設備の変更	交付決定後に設備が値上げした場合の対応は。	値上がりした設備を導入することは可能ですが、実績報告時において交付決定額以上を請求することはできません。したがって、補助金額は交付決定額として、交付決定額以上は自己負担としてください。
10	冷蔵設備等導入支援	交付決定後の変更	社会情勢等により急遽納品できなくなった場合は、繰り越しなどの措置はあるのか。	単年事業により繰り越しはできないため、2月12日までに事業完了及び実績報告いただく必要があります。
11	集出荷体制強化支援	補助対象指導	対象となるコンサル指導の内容は。	栗集出荷体制の強化に資する指導経費となる「集荷、選果、梱包、出荷作業の最適化等」を対象としています。 なお、ブランド化や加工品開発等のコンサル指導は対象外となります。

12	集出荷体制強化支援	添付書類（交付申請）	外部専門家によって指導内容が異なるため、3者以上の見積もりを徴収できない。どうしたらよいか。	全く同一の見積書を3者から徴収する必要はございません。 したがって、以下①及び②のとおり対応してください。 ①最低限必要な指導内容等を満たすコンサルタントの見積書を3者以上から徴取 ②3者以上の見積りが困難な場合は、2者、1者でも可。 上記②の場合は、必要指導内容やそれに対応する外部専門家が3者未満であった等の理由を記載。
13	その他	申請	同一の事業実施主体が「冷蔵設備等導入支援」と「集出荷体制強化支援」の両方に申請することはできるのか。	可能です。
14	その他		認定農業者であることは事業採択時のポイントとなるか。	事業採択時のポイントにはならず、要綱で定めている優先順位により採択します。
15	その他		市町村の単独事業との併用は可能か。	市町村の単独補助額と本事業の補助額の合計が税抜事業費を超えない範囲であれば、市町村の単独事業との併用を認めます。